

## 大村わんわんパトロール隊規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、大村わんわんパトロール隊と称し、事務局を代表宅に置く。

(目的)

第2条 大村市内全域に会員拡大を行い、普段の犬との散歩で犯罪を未然に防ぎ、安心・安全・きれいな街づくりを目指すと共に、糞尿の処理等の正しい犬の飼い方に努める。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を行うため次の事業を行う。

- ①日常の愛犬の散歩中に、子どもや高齢者、地域の状況に異常がないかを意識して目を配り見守ること。
- ②非常時には警察（110番、0957-54-0110番）・学校・地域包括センターなどへ通報し、危険防止・犯罪抑止・各種情報提供を行う。
- ③会員及び愛犬家のマナーアップや正しい犬との接し方につながる講習会を行う。
- ④その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会の目的に賛同する会員をもって組織する。

(役員及び任期)

第5条 1. 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

代表	1名
副代表	1名
庶務・会計	1名
監事	1名

2. 本会に顧問を置くことができる。顧問は代表が委嘱するものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ①代表は、会務を総括しこの会を代表する。副代表は、代表を補佐し代表に事故ある時はその代行を行う。
- ②庶務・会計は、文書事務及び経理会計を行う。
- ③監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて開くことができる。

(経費)

第8条 本会の経費は次のとおりとする。

- ①本会の経費は、助成金及び寄付金とする。
- ②本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

付則 この規約は、令和4年4月1日より施行する。